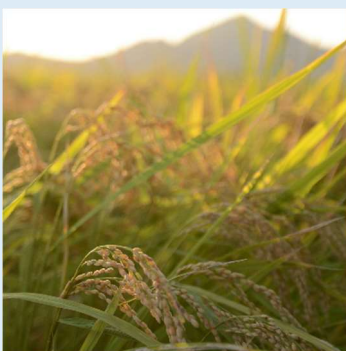
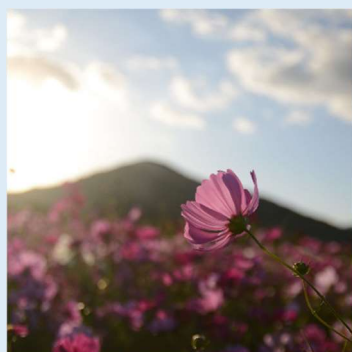


田園まちづくり制度 策定の手引き

地域でつくるまちづくり



令和4年4月1日改正

加古川市

目 次

1. はじめに

- 1-1 背景と目的 1- 1
- 1-2 制度の趣旨 1- 1
- 1-3 本手引きの構成 1- 2

2. 田園まちづくり計画の概要

- 2-1 計画対象となる区域 2- 1
- 2-2 計画の策定主体と計画の構成 2- 3
- 2-3 土地利用計画の区分と内容 2- 5
- 2-4 特別指定区域 2- 9

3. 協議会の設立から特別指定区域の作成までの手順

- 3-1 全体の流れ 3- 1
- 3-2 手続きの詳細 3- 4

4. 田園まちづくり計画の作成方法

- 4-1 計画づくりの流れ 4- 1
- 4-2 現況・課題の整理 4- 2
- 4-3 地区まちづくり計画の作成 4-13
- 4-4 土地利用計画の作成 4-21
- 4-5 土地利用計画の各区域の定め方 4-28
- 4-6 特別指定区域の提案 4-41

5. 特別指定区域の指定基準、許可と条例、規則

- 5-1 特別指定区域の指定基準 5- 1
- 5-2 特別指定区域内の許可 5-14
- 5-3 加古川市都市計画法に基づく開発行為の許可の基準等に関する条例 5-39
- 5-4 加古川市都市計画法に基づく開発行為の許可の基準等に関する条例 5-48
施行規則

本手引きに関する以下の参考資料を市のホームページで公開しています。
ホーム>市政情報>都市計画>田園まちづくり>田園まちづくり制度>田園まちづくり制度(地域で
つくるまちづくり)

「3-1 全体の流れ」に関する参考資料	○まちづくり協議会の設立手順 ○まちづくり協議会の組織について ○まちづくり協議会 規約（作成例）
「4-3 地区まちづくり計画の作成」に関する参考資料	○地区景観計画（基準）の作成について ○特別指定区域制度の活用と地区景観形成計画について ○道路整備協定に基づく狭あい道路の拡幅整備